

(平成27年2月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

中国（広島）厚生年金 事案 3271

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は6万3,000円、申立期間②は9万6,000円、申立期間③は26万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間①、②及び③に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、A社から賞与の支給を受けたとする複数の同僚が本件と同じく標準賞与額についての申立てを行っており、当該申立ての調査において同社から提出された賃金台帳及び元代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び③の標準賞与額については、上記の諸資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年8月25日は6万3,000円、16年8月25日は26万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、同僚が所持する平成20年4月17日付けでA社から送付された文書によると、申立期間①、②及び③に支給した賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合計額については、納付期限の時効により社会保険事務所（当時）に納付できなかったことから、同年5月30日に給与振込口座へ返金する旨記載されているところ、申立人の取引銀行から提出された申立人名

義の預金取引明細表によると、同日に振込があったことが確認できる上、当該振込額は上記元代表清算人から提出された資料に記載された申立人に対する返金額と同額であることが確認できる。

また、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間②に賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、上記元代表清算人から提出された資料及び当該同僚の預金通帳により、当該厚生年金保険料が当該同僚に返金されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、元代表清算人から提出された資料等により推認できる厚生年金保険料控除額から、9万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3272

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万円、申立期間②は9,000円、申立期間③は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間①、②及び③に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、申立人が所持する平成20年4月17日付けでA社から送付された「社会保険料控除額一部返金のご案内とお詫び」（以下「返金通知」という。）から、申立期間①、②及び③に支給された賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が確認できるとともに、当該合計額を申立人に対して返金する旨が記載されている上、申立人の取引銀行から提出された申立人名義の預金取引明細表から、当該合計額と一致する額が同年5月30日に返金されていることが確認できる。

また、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間①及び②

に賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、上記元代表清算人から提出された資料及び当該同僚の預金通帳により、当該厚生年金保険料が当該同僚に返金されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額については、返金通知等において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年8月25日は10万円、16年2月25日は9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており確認することができないが、上記返金通知において、申立期間に係る厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付していなため、申立人に対し当該保険料を返金する旨が記載されている上、前述のとおり申立人に当該保険料が返金されていることが確認できることから判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3275

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月16日は22万円、18年7月14日、同年12月15日及び19年7月13日は22万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月16日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年7月13日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間①から④まで（以下「申立期間」という。）の賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された金融機関の取引明細証明書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の同僚が所持する申立期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記取引明細証明書に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年12月16日は22万円、18年7月14日、同年12月15日及

び19年7月13日は22万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、その後の事業主からも回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（広島）厚生年金 事案 3276

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月16日は24万1,000円、18年7月14日、同年12月15日及び19年7月13日は24万4,000円、同年12月14日は24万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月16日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年7月13日
⑤ 平成19年12月14日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間①から⑤まで（以下「申立期間」という。）の賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人名義の口座に係る預金元帳により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の同僚が所持する申立期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記預金元帳に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、

平成17年12月16日は24万1,000円、18年7月14日、同年12月15日及び19年7月13日は24万4,000円、同年12月14日は24万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、その後の事業主からも回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（広島）厚生年金 事案 3273（広島厚生年金事案 2168、2709、中国（広島）
厚生年金事案 2824 及び 3038 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月から 15 年 12 月まで
開示請求をして受け取った書類での調査内容と申立てを却下した理由があまりにも違っているので納得できない。今回改めて申し立てるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、i) 事業主から提出された申立人に係る平成 13 年分及び 14 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに平成 14 年及び 15 年給与支払報告書（個人別明細書）には、オンライン記録と同じ標準報酬月額（20 万円）に見合う厚生年金保険料が計上されており、当該書類の記載内容に不自然な点は見当たらないこと、ii) 事業主が申立人を含む従業員に対し標準報酬月額の引下げの説明をしたことを受けて、平成 10 年 4 月 30 日に、標準報酬月額を 36 万円から 20 万円に引き下げる届出を行ったとする事業主が委託していた社会保険労務士の供述は、オンライン記録と符合していること、iii) 申立人から提出された 5 枚の給与明細書については、「所得税」欄の記載額（1 万 1,240 円）が上記の事業主から提出された所得税源泉徴収簿に記載されている各月の所得税額（1 万 1,330 円）とは一致していないこと、iv) 申立人から提出された平成 15 年分給与所得の源泉徴収票については、税額を算定するために必要となる「給与所得控除後の金額」欄及び「所得控除の額の合計額」欄に記載が無い上、「源泉徴収税額」欄に記載されている金額（13 万 4,880 円）は、「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額（56 万 9,160 円）に基礎控除額（38 万円）を加えた金額を基に試算した所得税額とは大きく異なっていることなどから、いずれの

提出資料もその記載内容には不自然な点が見受けられるとして、既に年金記録確認広島地方第三者委員会（当時。以下「広島委員会」という。）の決定に基づき、平成 23 年 7 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2 回目の申立てについては、i) 申立人から新たに 30 枚の給与明細書が提出されているが、前回提出された 5 枚と同様、「所得税」欄には全て 1 万 1,240 円と記載されており、事業主から提出された所得税源泉徴収簿に記載されている各月の所得税額(1 万 1,330 円)とは一致していないこと、前回提出されたものと合わせて計 35 枚の給与明細書について、事業主は当該給与明細書の作成自体を否定していること、当該給与明細書 35 枚のうち 34 枚の欄外に記載されている「賞 5 万」も、事業主は自分が記載したものではないとしているとともに、その性格及び支給の有無が不明であること、給与明細書 35 枚の全てについて、厚生年金保険料控除額は 3 万 1,230 円と記載されており、5 年を超える申立期間中の社会保険料率の変動が反映されていない上、基本給、各種手当、交通費及び所得税の金額についても申立期間中に全く変動が無いこと等、当該給与明細書の作成者等が不詳であるとともに、その記載内容にも不自然な点が多く見受けられることから、申立期間に係る申立事業所における社会保険料控除の実態を表した資料とみなすことは困難であること、ii) 申立人から提出された平成 11 年度及び 13 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書については、記載されている平成 10 年及び 12 年における年間総支給額及び社会保険料控除額と、申立人から提出された給与明細書により推計される 10 年及び 12 年における年間総支給額及び社会保険料控除額が大きく相違していること、iii) 平成 16 年度市民税・県民税台帳記載事項証明書については、前回申立人が提出した平成 15 年分給与所得の源泉徴収票に基づき作成されたものであることから、申立人の主張する標準報酬月額を推認する資料として採用することはできず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることができないとして、既に広島委員会の決定に基づき、平成 24 年 9 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、3 回目の申立てについては、申立人は、新たな資料等を提出することなく、当初の申立てにおいて提出している雇用保険受給資格者証並びに平成 11 年度及び 13 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書を再度提出しているが、当該資料については、既に広島委員会の審議において、ほかの関連資料及び周辺事情と合わせて、総合的な検討及び判断の対象とされたものであることから、申立人の主張は、広島委員会におけるこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 25 年 5 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、4回目の申立てについては、新たな資料として、A社の事業主名義の普通預金通帳を提出しているが、当該資料及びそれに付帯した申立人の説明は、広島委員会及び当委員会におけるこれまでの決定を変更すべき新たな情報とは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成26年3月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回の再申立てに当たり、申立人は、「年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針」、雇用保険受給資格者証並びに開示請求により当委員会事務室から入手した平成14年及び15年の給与支払報告書(個人別明細書)を提出しているが、雇用保険受給資格者証並びに14年及び15年の給与支払報告書(個人別明細書)については、既に当委員会の審議において、ほかの関連資料及び周辺事情と合わせて、総合的な検討及び判断の対象とされたものであり、また、申立人が提出した、これらの資料は、年金記録の訂正につながる新たな事情とは認められず、このほか、広島委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3274（広島厚生年金事案 2467 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 31 日から 41 年 3 月 1 日まで
② 昭和 44 年 9 月 26 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 8 月 26 日から 51 年 8 月 8 日まで
④ 昭和 51 年 8 月 9 日から 52 年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 1 月 25 日まで
⑥ 昭和 53 年 1 月 26 日から同年 5 月 30 日まで
⑦ 昭和 53 年 6 月 5 日から同年 11 月 18 日まで
⑧ 昭和 53 年 11 月 20 日から 54 年 3 月 26 日まで
⑨ 昭和 54 年 3 月 27 日から同年 6 月 14 日まで
⑩ 昭和 54 年 6 月 16 日から平成 6 年 4 月 30 日まで
⑪ 平成 7 年 4 月 10 日から同年 12 月 25 日まで
⑫ 平成 8 年 1 月 7 日から 9 年 8 月 30 日まで
⑬ 平成 9 年 9 月 2 日から 10 年 11 月 30 日まで
⑭ 平成 14 年 11 月 15 日から 15 年 6 月 22 日まで
⑮ 平成 17 年 7 月 3 日から 18 年 7 月 19 日まで

私は、申立期間①から⑮までについて、年金記録確認広島地方第三者委員会（当時。以下「広島委員会」という。）から年金記録の訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、通知文書に記載された内容は事実と相違しているため納得できない。今回、新たな資料を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについて、申立人の申立事業所における在籍状況については、オンライン記録からA社及びB社の両事業所において厚生年

金保険の加入が確認できる同僚の証言により、A社からB社への移籍の時期は不明ながら、継続して両事業所に勤務していたことはいくつかあるものの、i) A社における厚生年金保険の資格喪失日（昭和39年8月31日）及びB社における資格取得日（昭和41年3月1日）が申立人と同日である同僚のA社に係る健康保険被保険者証は、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人と同日の昭和39年10月6日に返納処理されていることが確認できる上、B社に係る厚生年金保険の新規適用日は、申立人の同事業所における資格取得日と同日であることから、申立期間①当時、同事業所は適用事業所ではないこと、ii) A社の当時の事業主及び役員並びにB社の当時の事業主は既に亡くなっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同事業所の当時の役員は、「B社の設立当初は社会保険に加入していなかったが、勤務していた者との話し合いで社会保険に加入することになり、自分が手続に行った記憶がある。」としていることから、申立期間①当時、申立人は厚生年金保険に加入していなかったものと考えられることなどから、既に広島委員会の決定に基づき、平成24年4月12日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

2 申立期間②に係る申立てについて、申立人の申立事業所における在籍状況については、オンライン記録からB社及びC社の両事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の証言により、B社からC社への移籍の時期は不明ながら、継続して両事業所に勤務していた可能性はいくつかあるものの、i) B社における資格喪失日（昭和44年9月26日）及びC社における資格取得日（昭和44年11月1日）が申立人と同日である同僚4人のB社に係る雇用保険の離職日は、申立人を含め全員が昭和44年9月25日であり、同事業所における厚生年金保険の資格喪失日と符合すること、ii) 健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、前述の同僚4人のうち2人のB社に係る健康保険被保険者証は、申立人と同日の44年10月30日に返納処理されていることが確認できる上、C社に係る厚生年金保険の新規適用日は、申立人の同事業所における資格取得日と同日であることから、申立期間②当時、同事業所は適用事業所ではないこと、iii) 同事業所の事業主は、「事務所を開設した時に、社会保険の加入手続が遅れ、未加入期間があった記憶がある。」としていることから、申立期間②当時、申立人は厚生年金保険に加入していなかったものと考えられることなどから、既に広島委員会の決定に基づき、平成24年4月12日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

3 申立期間③及び④に係る申立てについて、C社の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚の回答から、申立人は、申立人が主張する工事現場において勤務していたことはいくつかあるものの、i) 申立人の同事業所における雇

用保険の離職日は昭和 48 年 8 月 25 日であり、同事業所における厚生年金保険の資格喪失日（昭和 48 年 8 月 26 日）と符合する上、オンライン記録によると、同事業所は、同年 9 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できること、ii) オンライン記録によると、申立期間③及び④について、申立人が同事業所の社員として同じ工事現場で勤務していたとする同僚は、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる上、申立人が一緒に勤務していたとする工事の請負元の社員は、当該請負元の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できることを踏まえると、C社の社員として勤務していたとする申立人は、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられることなどから、既に広島委員会の決定に基づき、平成 24 年 4 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

4 申立期間⑤に係る申立てについて、i) 申立事業所であるD社の社員指導担当であったとする元従業員は、「当時はE社F事業所に当社からd業務等の専門員を送っていたが、当該専門員は外注社員であり、当社の正社員ではなかった。正社員であれば厚生年金保険に加入するが、外注社員については正社員ではないので、加入していなかったと思う。」としていること、ii) D社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いこと、iii) 申立事業所の元事業主の妻は、「夫は現在病気のため、申立期間当時について答えることができない。また、会社は既に倒産しており、資料も残っていないので、当時のことは不明である。」としており、申立人が記憶する同僚及び会社関係者からも文書照会に対する回答は得られず、申立人の勤務実態等について具体的な供述は得られないこと、iv) 派遣先のE社は、「当時、当社F事業所及びG事業所の人事記録、退職者名簿及び健康保険・厚生年金保険の取得・喪失の記録を確認したが、申立人の名前は無い。申立人は、当社の従業員ではなく、他社からの派遣ではないかと推測される。」としており、同社における申立人の雇用保険被保険者記録は無く、同社F事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことなどから、既に広島委員会の決定に基づき、平成 24 年 4 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

5 申立期間⑥、⑧及び⑨に係る申立てについて、i) 申立人が記憶する申立事業所であるH社及びI社の設立時からの関係者で、申立事業所であるJ社に在籍していた者は、「H社及びI社はJ社の孫請会社で、J社はE社の下請会社として仕事を請け負っていたが、E社の仕事は個人事業主では請け負えないため、下請会社の社名を貸し、個人契約の外注者を派遣していた。個人契約者はいずれの事業所でも正社員ではなく、厚生年金保険に加

入していなかった。」としていること、ii) H社の事業主からは文書照会に対する回答は得られず、I社及びJ社の事業主は、いずれも「申立期間当時の資料は無い。申立人が勤務していたか否かの記憶も無いため、申立人の在籍、勤務状況は不明である。」としており、申立人の勤務状況について具体的な供述は得られないこと、iii) I社に係る厚生年金保険の新規適用日は昭和54年5月1日であり、申立期間は適用事業所ではない上、申立人の申立期間⑥、⑧及び⑨に係る同事業所、H社、J社における雇用保険被保険者記録は無く、いずれの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票にも申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いこと、iv) 派遣先のK社(現在は、L社)は、「保管している採用に係る資料に申立人の名前は無い。申立期間に勤務していた従業員によれば、申立人は知らないが、外注先にJ社から外注社員が勤務していた。外注社員は、当社の正社員ではないので、外注費をJ社に払っていた。」としており、派遣先のいずれの事業所も、人事記録、社員名簿等の記録を確認したが、申立人の名前は無く、申立期間⑥、⑧及び⑨当時に勤務した従業員にも申立人の名前を記憶する者はいないとしている上、申立人の雇用保険被保険者記録は無く、健康保険厚生年金保険被保険者原票にも申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことなどから、既に広島委員会の決定に基づき、平成24年4月12日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

- 6 申立期間⑦に係る申立てについて、申立人が名前を挙げた同僚等の厚生年金保険の記録から、期間は特定できないが、申立人がM社又はN社O事業所で勤務していたことはうかがえるものの、i) 申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立期間⑦に係る申立事業所の健康保険の整理番号をオンライン記録により確認したが同番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらないこと、ii) 申立人が、申立事業所に入社する際に面接を受けたとする申立事業所の元職員は、「私の部下に、M社の社員でe業務担当が一人だけいた。仕事の受注競争が厳しいので、同社では、社員をあまり雇用しないようにしていたので、そのe業務担当者は、私が取ってきた仕事を外注業者に差配していた。申立人については、思い当たる人物が一人いるが、それが申立人かどうか定かでない。」と回答していること、iii) N社の人事関係を代行するP社は、「申立人の当社での在籍記録は無く、申立期間当時、外注業者と交わした請負関係の書類は、保存年限経過のため廃棄済みである。」と回答していること、iv) 申立人は、fハローワークの紹介により、申立事業所に入社したとしているが、求人票等の資料は廃棄済みのため、申立人が主張する求人内容を確認することができないことなどから、既に広島委員会の決定に基づき、平成24年4月12日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

- 7 申立期間⑩に係る申立てについて、申立人が提出したN社O事業所のものと推測される「g 業務グループ機能組織図（1984年1月1日）」には、協力会社欄にM社、責任者として申立人の名前が記載されていることから、期間は特定できないが、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえるものの、i) 前述の「g 業務グループ機能組織図」に記載されている申立事業所の同僚には、申立事業所に係る厚生年金保険と符合する雇用保険の加入記録が確認できるものの、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立期間⑩に係る申立事業所の健康保険の整理番号をオンライン記録により確認したが同番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらないこと、ii) 申立人は、「平成6年頃、N社で外注作業員の死亡事故が発生し、労働基準監督署の指導を受けたことがあり、同事業所Q事業所の室長から、『法人化すれば仕事を継続することができる。』と言われたため、R社を設立した。」としており、商業登記簿謄本により、申立人を代表取締役とするR社が平成7年4月10日に設立されていることが確認できるところ、申立人に法人化を勧めたとするN社Q事業所の元室長は、「申立期間当時のe 業務担当者に問い合わせたところ、昭和54年頃、e 業務外注の部屋に申立人がいたことを記憶していたが、1990年（平成2年）末からS社が設立された1991年（平成3年）4月頃、N社の外注業者がすべて同社に移管された際、申立人はその中に入っていなかったため、その後の所在は分からないとしている。」と供述している上、同事業所の人事関係を代行するP社は、「申立人の当社での在籍記録は無く、申立期間当時、外注業者と交わした請負関係の書類は、保存年限経過のため廃棄済みである。」と回答していること、iii) 申立人は、昭和55年3月1日から平成19年2月20日までの間、当時居住していたh市において、国民健康保険に加入していたことが確認できることなどから、既に広島委員会の決定に基づき、24年4月12日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。
- 8 申立期間⑪に係る申立てについて、T社の元取締役は、「申立人には、平成7年頃、主にN社のi 業務関係の仕事をしてもらっていた。」としており、期間は特定できないが、N社の業務に従事していたことはうかがえるものの、i) 前述の元取締役は、「申立人は、T社と請負関係にあり、申立人からの請求書か、口頭によるものか定かではないが、申立人に対し出来高制で支払いをしていたと思われる。申立人は、T社の社員ではない。」と回答していること、ii) 申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立期間⑪に係る申立事業所の健康保険の整理番号をオンライン記録により確認したが同番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらないこと、iii) 申立事業所は、「申立期間及びその他の期間においても、当社において、申立人の在籍は確認できない。」としている上、出向先として

いるU社（当時は、S社）は、「申立期間当時、申立人が当社に在籍した記録は無い。また、申立期間当時、外注業者と交わした請負関係の書類は、保存年限経過のため廃棄済みである。」と回答していること、iv) 申立人は、昭和55年3月1日から平成19年2月20日までの間、当時居住していたh市において、国民健康保険に加入していたことが確認できること、v) 申立人は、hハローワークの紹介により、申立事業所に入社したとしているが、求人票等の資料は廃棄済みのため、申立人が主張する求人内容を確認することができないことなどから、既に広島委員会の決定に基づき、24年4月12日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

9 申立期間⑫に係る申立てについて、申立事業所であるV社では、申立人に係る平成8年2月7日から9年8月8日までの在籍記録が確認できているものの、i) 申立事業所は、「申立期間当時の給与明細書等の関係書類は廃棄しているが、健康保険の加入記録に申立人の記録は無いため、申立人は厚生年金保険に加入していないと思われる。また、派遣社員は短期間の雇用を繰り返す短期間雇用社員であり、当該社員は国民年金に加入することを前提として就労しており、国民健康保険への加入も勧めていた。」としており、申立人が記憶する同事業所のh支店長は、「申立人はW社に勤務していたが、短期間の雇用を繰り返す者で、厚生年金保険に加入していなかった。」としていること、ii) 申立人の申立期間⑫における申立事業所の雇用保険の被保険者記録は無い上、申立人は、昭和55年3月1日から平成19年2月20日までの間、当時居住していたh市において、国民健康保険に加入していたことが確認できること、iii) 申立期間⑫前にW社の役員をしていた関係者は、「当社は、J社の親会社のX社とE社の共同企業で、E社の退職者を再雇用していたが、同社以外の者を、正社員として雇用することは無い。」としていること、iv) 申立人は、hハローワークの紹介により、申立事業所に入社したとしているが、求人票等の資料は廃棄済みのため、申立人が主張する求人内容を確認することができないことなどから、既に広島委員会の決定に基づき、24年4月12日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

10 申立期間⑬に係る申立てについて、i) 申立人が申立事業所であるY社における上司または同僚として名前を挙げた者のうち、照会に回答のあった二人は、いずれも申立人を知らないとしていることから申立事業所における勤務実態を把握できない上、関連会社における同僚として名前を挙げた者で、照会に回答のあった7人のうち、申立人を知っているとする同僚1人は、「業務の便宜上、Y社に2、3か月程度、席を貸しただけである。」としていること、ii) 申立人が名前を挙げた申立事業所の事業主は、「申立人は、平成9年9月頃から10年8月頃まで勤務していたが、正社員ではなく、当社のe業務・j業務の請負作業を委託した外注業者であり、R社名で

代表者「k」に委託代金を銀行に振り込んだ。」としていること、iii) 申立人が出向先であったとするZ社は、「他社に採用されている者が当社に出向（労働派遣）している場合は、当社で社会保険に加入することは無い。」としていること、iv) 申立人の申立事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、オンライン記録により、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間⑬において申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いこと、v) 申立人は、昭和55年3月1日から平成19年2月20日までの間、当時居住していたh市において、国民健康保険に加入していたことが確認できることなどから、既に広島委員会の決定に基づき、24年4月12日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

- 11 申立期間⑭に係る申立てについて、申立人は、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、a社において平成14年12月1日に資格を取得し、15年5月31日に離職していることから申立事業所において勤務していたことが確認できるものの、i) 申立事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、代表取締役の申立期間⑭に係る年金記録は国民年金に加入となっていることが確認できること、ii) 申立事業所の代表取締役からは申立人に係る詳細を聴取することができず、申立事業所と業務提携をしていたb社の元代表取締役及び申立人が従事したとするE社等にa社における厚生年金保険の取扱状況について聴取したが、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除等についての具体的な供述は得られなかったこと、iii) 申立人は、昭和55年3月1日から平成19年2月20日までの間、当時居住していたh市において、国民健康保険に加入していることが確認できることなどから、既に広島委員会の決定に基づき、24年4月12日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。
- 12 申立期間⑮に係る申立てについて、申立人は、申立事業所であるc社の所在地及び職務内容等を具体的に記憶しており、当時の同僚等の証言からも時期は確定できないが、申立人が申立事業所に勤務していたことはいかかであるものの、i) 申立事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、申立事業所の元役員は、「申立人は非常に短期間の雇用で正社員ではなく外注だったかもしれない。」としていること、ii) 申立人に係る平成17年分及び18年分の確定申告書の写しによると、当該期間は社会保険料控除欄には記載が無く、同控除の申請を行っていないことが確認できること、iii) 申立人は、昭和55年3月1日から平成19年2月20日までの間、当時居住していたh市において、国民健康保険に加入していることが確認できることなどから、既に広島委員会の決定に基づき、24年4月12日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。
- 13 今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間に係る多くの資料を提出し

ているが、当該資料は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について明らかにするものではなく、新たな資料とは認められない。

このほか、広島委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑮までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3277

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 1 日から 59 年 12 月 1 日まで
申立期間において、A社（現在は、B社）に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人が、勤務期間の特定はできないものの申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記複数の同僚は、「申立人は当時、大学生でアルバイトであったため、厚生年金保険に加入していないと思う。」「大学生はアルバイトで、厚生年金保険への加入は考えられない。正社員は大学卒業者であった。」と供述している。

また、申立期間当時、A社事務局で社会保険事務を担当していた者は、「当時、大学生はアルバイトとして採用していた。大学生を厚生年金保険に加入させていた記憶は無い。」と供述している。

さらに、B社の事業主も、「大学生の社会保険の加入については、当時の資料が残っていないため詳細は不明で断言できないが、基本的に大学生は社会保険に加入させていなかった。学生は親の扶養だったので、加入の手続はしていないと思う。」と供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、整理番号の欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（鳥取）厚生年金 事案 3278

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月

私は、申立期間にA社から賞与が支給された記憶があるが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

取引銀行から提出された申立人名義の預金出入金明細表によると、A社からの給与の振込みは確認できるものの、申立期間における同社からの賞与の振込みは確認できない。

また、A社の承継事業所であるB社は、「申立期間当時の給与及び賞与等に係る資料は残っていないが、A社の給与規定により、賞与支給時期は7月及び12月と定められている上、申立期間当時から現在まで在職する社員に確認しても、賞与が4月に支給されていないことが確認できていることから、申立人に申立期間に係る賞与は支給しておらず、厚生年金保険料の控除もしていない。」と回答している。

さらに、A健康保険組合は、「申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。」としている。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与明細書等の関連資料を所持しておらず、ほかに厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（鳥取）厚生年金 事案 3279

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月

私は、申立期間にA社から賞与が支給された記憶があるが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

取引銀行から提出された申立人名義の預金出入金明細表によると、A社からの給与の振込みは確認できるものの、申立期間における同社からの賞与の振込みは確認できない。

また、A社の承継事業所であるB社は、「申立期間当時の給与及び賞与等に係る資料は残っていないが、A社の給与規定により、賞与支給時期は7月及び12月と定められている上、申立期間当時から現在まで在職する社員に確認しても、賞与が4月に支給されていないことが確認できていることから、申立人に申立期間に係る賞与は支給しておらず、厚生年金保険料の控除もしていない。」と回答している。

さらに、A健康保険組合は、「申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。」としている。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与明細書等の関連資料を所持しておらず、ほかに厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3280

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月から 23 年 12 月まで

私が所持するA社から受け取った給料支払明細書を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が同明細書に記載されている支給額合計に比べて低い額になっており、当該期間の標準報酬月額を同明細書の支給額合計に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人が所持するA社の申立期間に係る給料支払明細書によると、同明細書に記載された支給額合計（報酬月額）に見合う標準報酬月額は、申立期間のうち、平成 18 年 5 月、同年 6 月及び 23 年 8 月を除く期間において、当該期間のオンライン記録により確認できる標準報酬月額 26 万円より高い額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる同明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立期間のオンライン記録により確認できる標準報酬月額 26 万円と一致していることが確認できる。

また、A社の代表取締役は、「申立人に係る社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は年金事務所）への届出は、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の届出時の報酬月額 26 万円を途中で変更することはなかった。」と

回答している。

さらに、オンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な点も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3281

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月 18 日から 35 年 9 月 1 日まで
② 昭和 39 年 1 月 9 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 10 月 18 日から 35 年 8 月 31 日まで A 氏所有の B 丸に、39 年 1 月 9 日から 40 年 3 月 13 日まで C 氏所有の D 丸に乗船し、いずれも E 職種として勤務していたが、申立期間①及び②について船員保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳から、申立人は、昭和 34 年 10 月 18 日から 35 年 8 月 31 日まで A 氏が所有する B 丸に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、前述の船員手帳の記載及び申立人は、「これまでに乗船した船舶は、船主が F 市の G 及び H 地区であった。」としていることから、J 県において船員保険を管轄していた社会保険事務所（当時）が管理する適用船舶所有者記号簿を確認したが、船舶所有者 A に係る記録は見当たらない。

また、船舶所有者の A 氏は既に死亡しており、申立人の申立期間①における船員保険料の控除の有無について確認できない上、申立人が一緒に乗船したとする船舶所有者の子は、「申立期間①当時、父が船員保険に入らなくてよいと言っていたので、申立人も加入していなかったと思う。」としている。

申立期間②について、申立人が所持する船員手帳から、申立人は、当該期間を含む昭和 39 年 1 月 9 日から 40 年 3 月 13 日まで C 氏が所有する D 丸に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、船舶所有者 C に係る適用船舶所有者記号簿によると、申立期間②においては、船員保険の適用船舶所有者でなかったことが確認できる。

また、船舶所有者のC氏は既に死亡しており、申立人の申立期間②における船員保険料の控除の有無について確認できない上、申立人は、「一緒に乗船していたのは、船舶所有者のC氏及び飯炊きに従事していた者の二人であった。」としているところ、船舶所有者Cに係る船員保険被保険者名簿から、一緒に乗船した同僚を特定することができない。

さらに、前述の被保険者名簿には、申立人の船員保険被保険者資格の取得日は昭和39年4月1日、同資格の喪失日は40年3月17日であることが確認でき、当該資格記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間①及び②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。